

ノ最高理想ヲアル、又此ノ實現ニ努ムベキヲ  
アルカ其及面此ノ飢餓ヲルヲ思代ハ我等ノ  
胸ハ躍ルノヲアル見玉当否ハ口ヲ調査ニ藉  
リ何等対策ヲ講ニテ存ナイ  
利益ニ懸念シ資本家共ハ此際尚已ノ安固ヲ計ル  
ニ吸々トシテ居ル故ニ我等ハ只老等ノ手ニ  
依ワテノコ自ラ救ハレズハナラナイ事ヲ信  
ズルカ故ニ茲ニ凜斗トシテ宣言スル当否ハ  
須ラク速ニ的確トシテ失業防止ト失業救済ノ  
途ヲ講カベシ

大正十年十二月十八日 官業労働者同盟  
(別記其二)

官業労働者同盟大會決議要項

一、軍縮ニ依ル失業救済者ニ非シテハ最低ニケ年  
今ノ日救支給スル

年功勤続ノ比率ハ累進ニ依リ一切ノ支給  
方法ヲ政府ニ一任スル

二、生産的産業新興  
三、道路其他公益的土木工事ノ増進

四、労働保険制度ノ実施  
五、国民教育費ノ充實

一、八時間制ノ実施  
但シ現在十時間ニ對スル日給ヲ八時間  
ニ引直ス

二、最低賃銀制度(日給ニ圓五十五分也)  
以上